

## 国外財産調書の提出制度の FAQ

ただいま弊事務所では、確定申告業務真っ只中です。

皆様につきましては、もう確定申告はお済でしょうか。

今回は、平成 26 年 1 月より施行され、創設 2 年目を迎えた「国外財産調書の提出制度の FAQ」についてご紹介させて頂きます。

### 国外財産調書の提出制度の概要について

まずは、国外財産調書の提出制度について概要を確認します。

- 国外財産調書の提出制度は、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題となっていることなどを背景として、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告して頂く仕組みとして、平成 24 年度の税制改正により導入され、平成 26 年 1 月から施行されています。
- 具体的には、居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書をその年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。
- 国外財産の「価額」とは、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に順ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。
- 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して、所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が 5% 軽減されます。
- 国外財産調書を提出される方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載の必要は要しないとされています。

### 国外財産調書の提出制度の FAQ

Q： 国外財産調書は、どこに提出すればよいのですか。

A： 所得税の確定申告をする必要がある方の場合は、その納税地を所轄する税務署長に、所得税の確定申告をする必要がない方の場合は、住所地を所轄する税務署長に提出することとされています。

Q: 外国銀行の日本支店に預入している外貨建預金は対象となるのでしょうか。

A: 金融機関に預け入れている預貯金等が「国外にある」かどうかについては、円建て、外貨建てであるかを問わず、その預金等の受入れをした金融機関の営業所又は事業所の所在地で判定することとされています。

したがって、お尋ねの外貨預金は、国内支店に開設した口座に預入れているものであるため、国外財産調書の対象にはなりません。

Q: 国内の事業者を通じて国外の不動産を購入しました。この不動産は国外財産調書の対象になる国外財産に該当しますか。

A: 保有する不動産が「国外にある」かどうかについては、その不動産の所在地により判定することとされています。

したがって、お尋ねの不動産は国外に所在するため、国外財産調書の対象となります。

Q: 国外財産の相続があった場合における国外財産調書の提出義務について、教えて下さい。

A: 国外財産調書の提出義務については、その年の 12 月 31 日において判断することから、相続人の国外財産調書の提出義務については、

- (1) その年の 12 月 31 日において遺産分割が行われていない場合は、法定相続分で按分した価額により判断し、
- (2) 遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します。

なお、遺産分割には遡及効があることから、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の国外財産を取得することとなります、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

そのため、提出後に遺産分割が行われた場合に、遺産分割による持分で再計算した国外財産調書を再提出する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した国外財産調書を再提出(又は提出)いただいても差し支えありません。

Q: 国外財産調書を提出しなかった場合の罰則について教えて下さい。

A: 国外財産調書の提出制度においては、次の行為をした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとされています。

- (1) 偽りの記載をして国外財産調書を提出した場合
- (2) 正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合

なお、上記 (2) については、情状により、刑を免除することとされています。

**その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。**

TEL 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>